沼田市立池田中学校「いじめ防止基本方針」

1 学校いじめ防止基本方針といじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

〈学校教育目標〉

- ○心の豊かさを求める生徒
- ○技の確かさを求める生徒
- ○体の健やかさを求める生徒

〈目指す生徒像〉

- ・互いのよさを認め合い、礼儀正しく思いやりのある生徒
- ・自ら課題を見付け、自ら考えて積極的に学習する生徒
- ・すすんで体を鍛え、心身共に健康な生徒

(定義)

「いじめ」とは、「生徒が一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的・物理的な影響を与える 行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、行為の対象となった生徒が心身 の苦痛を感じているもの」をいう。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、すべての生徒が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの防止等の対策のための組織について

いじめ防止等の対策のための組織「生徒指導教育支援いじめ防止委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、各学年代表、養護教諭、スクールカウンセラー 特別支援教育コーディネーター(会議内容によって出席) PTA本部役員等(保護者からの情報、意見が必要な場合)

<組織の主な役割>

- ①いじめの未然防止から対応に至るまでの指導に関すること
- ②いじめ防止に向けた職員の資質能力向上のための校内研修に関すること
- ③年間計画に位置づけられて行われる取組の企画・実施や有効性の検証
- ④「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し

<開催>

週1回を定例とし、生徒指導の一部として実施。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

年3回は、いじめ防止のための対策について共通理解を図る。

すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした事前の働きかけ、未然防止の取組を行うことが、最も有効な対策となる。生徒一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくために、以下の事項に重点的に取り組む。

2 未然防止にむけた取組

(1)「わかる」授業づくり ~すべての生徒が参加・活躍できる授業の実現~

- ・学習形態などの工夫により、一人一人が活躍できる場面を設定し自己存在感を味わえる授業作りに努める。
- ・TT などを活用し、一人一人の生徒にきめ細やかな指導が行き届くように配慮する。
- ・授業の冒頭で本時のねらいを示したり、授業の最後に振り返りの時間を確保したりすることで学習内容を明確にし、家庭学習などにもつなげていけるようにする。

(2) 学習規律の徹底

- ・学習準備を確実にし、チャイムで授業がスタートできるように徹底させる。
- ・授業中は、正しい姿勢をとり、あいさつや返事、話の聞き方や発表の仕方などがしっかり できるように指導する。また、宿題や提出物を確実に出せるように指導する。

(3) 学習集団づくり

- ・話合い活動や学級活動、道徳授業の充実を図る。
- ・一人一人の意見を大切にし、安心して発言できる雰囲気や絆づくりを行う。

(4) 生徒会活動の充実

- ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け、本校においては、生徒会スローガン「挑戦~さらなる高みを目指して~」を掲げ、いじめ防止に向け、学校全体として統一した取組を進める。
- ・「いいところ見つけ」を継続し、さらに工夫しながら進めていく。
- ・生徒会本部を中心にいじめ防止に向けてできることを主体的に考え、行動できるような働きか けを行う。

(5)環境づくり

- ・一人一人の生徒が、学級に所属感をもてるような掲示物を工夫する。
- ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」や「いじめ防止ポスター」の掲示する。
- ・学校行事や生徒会活動等で、生徒が活躍した様子の掲示をする。

(6) 道徳教育・人権教育の推進

- ・規範意識、友情、思いやり、公正公平など、さまざまな道徳的価値について、じっくりと考え、 考えを深められるような「特別の教科 道徳」の時間を充実させる。
- ・道徳の時間を核に、共通理解のもと、教育活動全体を通して生徒の道徳性を育む。
- ・学年・学級経営をもとに、お互いのよさや違いを認め合える指導を充実させる。
- ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

(7) 自然体験、交流体験、社会体験の充実

- ・「命の大切さを実感させる」「他人を思いやる心を育てる」など3年間を見通して体系的・計画 的に実施する。
- ・学校行事や生徒会活動などを計画的に展開し、他学年との交流やリーダーシップを意識させたり、役割分担の重要性に気づかせたりする。

(8) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・情報モラル教育を推進し、生徒に対して注意を喚起していく。
- ・ P T A 研修(含学年 P T A)で保護者に対して十分な啓発を行い、家庭での指導を促す。

(9) 学校間の連携や他機関の協力体制の整備

- ・幼小中連携会議を全職員で担当を決めて、部会を開催し、情報交換・教育実践を行う。
- ・非行防止教室(7月)を行うなど、沼田警察署や池田駐在所との連携を図っていく。

(10) 教育部活の推進

・「心=道徳性」の面を、より重視した道徳的実践の場としての部活動を推進する。

早期発見の基本は、生徒のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有することである。 そのためには、教師がこれまで以上に意識的に生徒の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。また、定期的な面談やいじめアンケートを実施し、複数の教師が結果を分析し、いじめの早期発見に努める。

3 早期発見にむけた取組

- (1) 生徒の声に耳を傾け、変化を見逃さない。
 - ・朝・帰りの会、授業中や休み時間等の観察 出席をとるときの声や表情、健康観察、授業中や休み時間、保健室等での様子 等
 - 教育相談週間の実施

年2回(6月、11月)に実施する。アンケートを保護者にも見てもらい、意見を求める。

- ・相談票・いじめアンケートの実施(複数の目でチェック) 毎月、月末に実施し、記入があれば速やかに対応する。回覧後、卒業まで保管する。
- ・生活ノート・日記指導 生活ノートや学級日記などから交友関係の実態や悩みを把握する。

(2) 生徒の行動を注視する

- ・生徒の気になる変化や行為について職員間の情報を共有する。
- ・あいさつや返事、言葉遣いや表情の変化を見逃さない。
- 「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。

(3) 保護者や地域からの情報提供

- ・学年保護者懇談会等において、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。
- ・いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えには耳を傾ける。

4 早期解消にむけた取組

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長の指示のもと「生徒指導教育支援いじめ防止委員会」が中心となり、「沼田市いじめ問題対策マニュアル (平成23年3月)」を参考にしながら迅速に対応し、事実確認、被害生徒のケア、加害生徒の指導等、問題の解消までを行う。

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、「生徒指導教育支援いじめ防止委員会」を開き、対応を 協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、 保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義 (「いじめ防止対策推進法」より)
 - ①いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ③生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
- (2) 重大事態に対しては関係機関と連携を図り、速やかに次の対処を図る。
 - ①重大事態が発生した旨を、沼田市教育委員会に速やかに報告する。
 - ②沼田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査 (アンケートや聞き取り) を実施する。
 - ④調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報 を適切に提供する。
 - ⑤法を犯す行為が認められるときには、沼田市教育委員会と連携の上、警察等に相談して協力を求める。

6 いじめ防止に関する年間計画

| 目標 | 生徒一人一人がいじめ問題を自分のこととして考え、いじめ防止に向けた活動に取り 組もうとする自主的・実践的な態度を育てるとともに、行動する実行力を身に付ける。 | |
|-------------------------------|--|--|
| | 具体的な取組内容・生徒会活動 | 取組上の留意点 |
| 4月 | ○学校いじめ防止基本方針の確認 ○いじめ防止等の対策のための組織の確認 ○生徒指導教育支援いじめ防止委員会 (毎週実施) ○相談票、アンケートの実施 (毎月実施) ○いじめ防止に関する年間計画の共通理解 | ○全ての教職員が学校基本 方針を共通理解する。 ○スクールカウンセラーを 有効に活用する。 ○保護者会でいじめ防止等 |
| 5月 6月 | ○池中スマイルツリー(全校版いいところ見つけ)の継続 ○各学級の道徳で「いじめ、どう解く」について話し合い、「ことば」の大切さと怖さについて考える ○学級の「いじめ防止会議」の開催 ・いじめをなくすには、「ことば」についてどんなこ | の取組と認知について、 資料をもとに知らせる。 ○いじめ防止ポスターの校 内・教室内に掲示する。 ○生徒に、いじめの問題は |
| 7月 | とを気をつければいいと思いますか? ・みんなでできることを考えよう ○いじめ防止フォーラム(活動計画発表、意見交換会) ○生徒会本部や生活部が中心となり、いじめ防止活動を 実施する(あいさつ運動、スマイルツリー等) | 自分たちの問題であることを意識させる。 ○いじめ防止フォーラムの内容を全校生徒に周知させる。 |
| 8月 9月 10月 11月 12月 | ○学校基本方針の見直しと2学期の取組について検討 ○いじめ防止標語・ポスターの応募呼びかけ ○学校行事を通した人間関係づくり ○いじめ防止宣言リーフレット配付 ○学級活動(話合い活動) 人権週間に合わせて、人権尊重の立場からいじめ問題 について学級活動で話し合う。いじめ防止活動の取組 について学級活動で話し合う。 | ○生徒が互いのよさを認め合える温かい学級・学校の雰囲気をづくりを進める。 ○「ことば」で相手に伝える活動を意識させる。 ○生徒が主体的にいるとのなった。 |
| | ○人権集会(人権週間) 人権標語の作成○交流活動の実施小中合同のあいさつ運動の実施、のぼり旗の活用 | いて真剣に考えられるよ う支援する。 |
| 1月 2月 | ○学校基本方針の見直しと3学期の取組について検討 ○いじめ防止活動の実践 ○まいばぬなよる話(実践変素 | ○フド↓△港の中央ナクセ |
| 3月 | ○市いじめ防止子ども会議(実践発表、意見交換会)○生徒会によるいじめ防止活動についての振り返り○学校基本方針の見直しと来年度へ向けての検討 | ○子ども会議の内容を全校 生徒に周知し、来年度に 生かせるようにする。 |